

認知症対応型グループホーム利用者負担軽減事業について

平成27年4月から地域密着型サービスに該当する認知症対応型グループホーム利用者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、利用者に対し、利用料（家賃、食費、光熱水費など）の軽減を行っている事業所（グループホーム）を対象として助成を行います。

◇軽減対象者

利用者負担の軽減を行っている認知症対応型グループホームに入居し、要介護1～5の認定を受けている低所得者

◇軽減対象経費

事業所に支払う、介護保険給付対象外の利用料（家賃、食費、光熱水費など）

◇利用料の軽減を受けられる方

剣淵町の被保険者であり、介護保険料の滞納がなく、次のいずれかに該当する方

- ①老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の者、または世帯全員が住民税非課税で合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の者
【平成27年度所得段階第1段階の者 ただし生活保護受給者を除く】
- ②住民税非課税世帯に属する者で前号の合計が80万円を超える者
【平成27年度所得段階第2、3段階の者】

◇軽減金額の算定方法

上記①に該当する方

軽減金額（月額）＝（事業所の利用料－特別養護老人ホームの利用料）×1/2
【千円未満切り捨てとし、25,000円が軽減金額の上限となります】

上記②に該当する方

軽減金額（月額）＝（事業所の利用料－特別養護老人ホームの利用料）×1/4
【千円未満切り捨てとし、10,000円が軽減金額の上限となります】

※利用が1か月に満たない場合は、日割り計算とし、千円未満を切り捨てとします。

◇申請手続き

- (1) 事業所が軽減申請書を町に提出
- (2) 町は申請内容について審査し、決定通知書により事業所へ通知
- (3) 事業所は決定通知を受け、助成金交付申請書などを町に提出
- (4) 町は交付申請を受け、交付決定通知書により事業所へ通知し、助成金を交付

※詳細については、入居しているグループホーム、または下記へご連絡ください。

◇お問い合わせ先

健康福祉課福祉介護グループ 電話 34-3955